

公益信託における主務官庁の権限と公益法人における行政庁の権限

権限事項	公益信託	公益財団法人
検査等	主務官庁は、いつでも公益信託事務の処理につき検査をすることができる（公益信託法第4条第1項）	行政庁は、事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、事業活動の状況等の報告徴求、立入検査、質問ができる（公益認定法第27条第1項）
勧告・命令等	主務官庁は、いつでも財産の供託その他の必要な処分を命じることができる（公益信託法第4条第1項）	行政庁は、公益財団法人が ①公益認定基準に適合しなくなったと疑うに足る相当の理由がある場合等に、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（公益認定法第28条第1項） ②正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第3項）
主務官庁による公益信託の引受け許可又は公益認定の取消し	（規定無し）	行政庁は、公益財団法人が ①欠格事由に該当する場合や、正当な理由がなく、上記の命令に従わない場合等は、公益認定を取り消さなければならない（公益認定法第29条第1項） ②公益認定基準に適合しなくなったとき等は、公益認定を取り消すことができる（公益認定法第29条第2項）
信託又は定款の変更の命令	主務官庁は、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情が生じたときは、信託の本旨に	（規定無し）

		反しない限り、信託の変更を命ずることができる（公益信託法第5条第1項）	
許認可	当事者による変更	当事者による信託の変更は、主務官庁の許可を受けることを要する（公益信託法第6条）	公益目的事業の種類又は内容の変更等については、行政庁の認定を受けなければならない（公益認定法第11条）
	併合・分割	公益信託の併合、分割をするには主務官庁の許可を受けることを要する（公益信託法第6条）	新設合併により設立する公益法人が、合併により消滅する公益法人の地位を承継するには、行政庁の認可を受けなければならない（公益認定法第25条）
	辞任	公益信託の受託者が辞任するには、主務官庁の許可を受けることを要する（公益信託法第7条） 信託財産管理者及び信託管理人が辞任する際にも、主務官庁の許可を受けることを要する（公益信託法第8条、信託法第70条、第128条第2項、第57条第2項）	（規定無し）
	選解任	主務官庁は、職権で ①受託者の解任（信託法第58条第4項） ②新受託者の選任（信託法第62条第4項） ③信託財産管理命令、信託財産管理者の選解任（信託法第63条第1項、第64条第1項〔※解釈〕、第70条、第58条第4項） ④信託管理人の選解任（信託法第123条第4項、第128条第2項、第58条第4項） ⑤新信託管理人の選任（信託法第	（規定無し）

		129条第1項、第62条第4項)をすることができる (以上につき、公益信託法第8条ただし書)。	
終了の命令		主務官庁は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、委託者等の申立てにより信託の終了を命ずることができる(公益信託法第8条、信託法第165条第1項、第261条第1項)	(規定無し)